

令和3年度 千葉県雇用対策協定 事業計画の概要

千葉県と千葉労働局は、平成28年8月に「千葉県雇用対策協定」を締結し、求職者の就労促進と県内企業の人材確保を図るため、それぞれの施策を円滑かつ効果的に実施しています。

令和3年度は、次の取組を積極的に実施いたします。

1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

(1) 雇用の維持・継続に向けた支援

新型コロナウイルス感染症の影響及びそのまん延防止措置の影響により、休業を余儀なくされた労働者の、雇用の維持・継続に向けた対策を推進する。

(2) 業種・職種を超えた再就職等支援の促進

「新たな日常」の下で、雇用維持に対する支援を継続しつつ、業種・職種を超えた再就職等を推進する。

2 働き方改革による労働環境の整備・生産性の向上

(1) 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備の促進

テレワークをはじめとする情報通信技術を活用した働き方が拡大していることから、適正な労務管理下における良質な雇用型テレワークの普及促進を図る。

(2) 長時間労働の抑制及び生産性向上等のための支援

長時間労働を前提とした働き方を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、時間外労働時間の縮減、年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の導入促進を始めとした「働き方改革」の取組を推進する。

(3) 同一労働同一賃金など非正規雇用労働者への不合理な待遇差の解消

非正規雇用で就労している労働者の希望や能力に応じた正社員転換や正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消に向けて、企業に対する周知及びきめ細かな相談・助言等を行う。

(4) 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援の取組を促進するとともに、がん等の疾病による長期療養が必要な求職者に対する就職支援や事業主の理解を促進する取組を実施する。

3 多様な働き手の参画

(1) 若者に対する就職支援

若者の安定した就職の実現に向けて、ジョブカフェちばやハローワークにおいて、正社員就職の促進を図るとともに、若者の採用・育成に積極的な企業等の周知を図り、人材育成・処遇改善の取組を促進する。

(2) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

就職氷河期世代の抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、活躍の場を更に広げられるよう集中的な取組を実施する。

(3) 高年齢者の活躍促進

意欲と能力に応じて年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における定年延長や継続雇用の促進、高年齢者の再就職支援、多様な就業機会の確保を図る。

(4) 女性の活躍促進

子育て期の女性が働きやすい職場環境への取組を行う企業を育成する。さらに、児童を扶養するひとり親に対し、家庭環境に配慮した多様なニーズに応じた就職支援に取り組む。

(5) 障害者の活躍促進

精神障害や発達障害がある求職者の特性に応じた労働環境の整備及び職場定着の課題を踏まえ、障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者及び企業に対する支援に取り組む。

(6) 外国人に対する支援

千葉県内で就労している外国人が安心して就労・生活できるよう、適正な労働条件の確保や雇用管理の改善、安定した就労の確保、留学生に対する就職支援など、受入れ環境の整備に積極的に取り組む。

(7) ハロートレーニング（公的職業訓練）の推進及び企業の人材開発への支援

人手不足感等の地域ニーズを踏まえ、効果的な職業訓練を実施し、訓練受講生への積極的な就職支援に取り組む。

また、訓練受講機会の少ない就職氷河期世代を始めとした非正規労働者や障害者、子育て女性向けの訓練コースの充実を図る。

4 人材確保対策の総合的な推進

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を促進するとともに、医療・福祉、建設、警備、運輸など人材不足が深刻化している分野及び地域の雇用対策を実施する。

5 一体的実施事業の推進

千葉県ジョブサポートセンターにおいて、千葉県と千葉労働局が一体となり、総合的な雇用対策にワンストップで取り組み、県民の生活の向上を図る。

6 その他の連携した取組

- (1) 国及び千葉県が実施する各種助成制度等の周知を協力して行う。
- (2) 雇用失業情勢等、雇用に関するデータを共有する。
- (3) 県内の大量雇用調整に対して、連携して総合的な支援を実施する。
- (4) 県内の医療従事者の勤務環境改善のため、専門アドバイザーの派遣、研修会の開催等を行う。
- (5) 農業分野の労働力確保に向け、雇用情勢や魅力ある職場づくりに向けた施策等の情報共有を行う。

“一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり